議員案第２１号

空襲被害者救済法案の早期実現を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１４日提出

小金井市議会議員

水　上　洋　志

森　戸　よう子

空襲被害者救済法案の早期実現を求める意見書

２０２６年７月８日、超党派の国会議員で構成される空襲被害者等の補償問題について立法措置による解決を考える議員連盟が、「特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案」（以下「空襲被害者救済法案」という。）を参議院に提出した。１９８８年に参議院に提出された「空襲被害者等を救済する戦時災害援護法案」が廃案になって以来、３８年ぶりの法案提出である。

空襲被害者救済法案は、戦争の被害は国民が受忍すべきだという「戦争被害受忍論」を掲げ被害者を救済してこなかったことを批判。全国の空襲や沖縄戦など国内での戦闘行為で負傷し障害を負った民間人らのうち、存命の人に５０万円を支給するというものである。

対象は約３，０００人、支給額は総額約１５億円にのぼり、空襲等の被害の実態調査や、被害者の体験の継承、犠牲者追悼などの事業の実施も盛り込んでいる。しかし、国会では政府与党の合意が得られず、廃案となった。

太平洋戦争において、空襲、艦砲射撃あるいは沖縄地上戦により被害を受けた一般戦災者については、戦後８０年を経た現在まで、何の援護措置も講じられておらず、これらの被害が国の戦争行為の遂行によって生じたものであることに鑑みれば、政府は補償措置を行う責務がある。

現在、旧軍人及び軍属には総額約５０兆円を超える国家補償や援護がなされており、引揚者及び原爆による被爆者に対する援護措置も採られ、シベリア抑留者についての特措法も制定、施行された。一方、先の大戦において戦災死者だけでも５０万人を超えるという一般戦災者に対しての補償等は現在のところ何も行われておらず、大勢の犠牲者の存在があり、今もなお、障害や後遺症に苦しみながら生活を送る人及び遺族が存在している。

これに対し、我が国と同様に敗戦国となったドイツやフランスなどのヨーロッパ諸国では、民間の戦争被害者に対しても軍人と差別なく補償しており、災害についても被災者個人に対して公的助成がなされている。

戦争という国家のつくり出した危険の中で、生命、身体を犠牲にした一般戦災者に対してのみ我慢を押し付けることは、あまりにも不均衡であり、法の下の平等にも反する。一般戦災者が既に高齢に達していることに鑑みれば、これらの人々に対する援護措置は一刻の猶予もないことは明らかである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、空襲被害者救済法案の早期実現を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
厚生労働大臣　様
内閣官房長官　様

議員案第２２号

ＩＣＣ所長らへのアメリカによる制裁発表に明確に抗議し撤回を要請することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１４日提出

小金井市議会議員

安　田　けいこ

坂　井　えつ子

村上　ようすけ

片　山　かおる

森　戸　よう子

ＩＣＣ所長らへのアメリカによる制裁発表に明確に抗議し撤回を要請することを求める意見書

トランプ政権は２０２６年８月１８日、国際刑事裁判所（以下「ＩＣＣ」という。）の赤根智子所長らを制裁対象に加えると発表した。このことについて高市早苗首相は、「大変残念に思っている。」と述べるにとどまり、その後も「日本の立場と相いれるものではなく大変深刻に受け止めている。」としたが、あまりに弱腰と言わざるを得ず、本来は、明確に抗議し、即時撤回を求めるべきである。

ＩＣＣは、２００２年に設立された、民間人を大量虐殺するジェノサイドなど最も重大な国際犯罪を指示及び実行した個人を裁く史上初の常設国際法廷である。アメリカ、ロシア、中国などは未加盟だが、加盟国は１２５の国と地域に上っている。

日本は２００７年に加盟し、最大の分担金拠出国となっている。政府は加盟の意義について「責任ある大国として、国際社会における法の支配、不処罰との戦いに貢献」としてきた。これまで赤根氏ら３人の判事を出し、同氏は２０２４年に日本人初の所長になった。

一方、トランプ政権は、ＩＣＣがアフガニスタンでのアメリカ兵らの戦争犯罪を捜査対象にしたことに反発し、敵視してきた。２０２４年にＩＣＣがパレスチナ・ガザ地区でジェノサイドを続けるイスラエルのネタニヤフ首相らに逮捕状を出したことを強く非難し、２０２５年にＩＣＣを制裁対象にする大統領令に署名している。本年７月には、ＩＣＣの解体を目指すとして制裁の強化などを発表した。

ＩＣＣの解体方針は、「法の支配」を根底から壊しかねない重大な問題であり、戦争犯罪を処罰するという歴史の本流への重大な逆行であることは明らかである。

国際社会では既に、国連やＥＵを始め、イギリス、ドイツ、フランスなど各国が相次いでＩＣＣへの支持・支援を表明している。

今回の制裁に対し、「人権外交を超党派で考える議員連盟」は中谷元元防衛相らが共同会長名で、「法の支配に対する重大な侵害として最も強い言葉で非難する。」とする緊急声明を発表した。また、「当事国であるはずの日本の反応は、諸国と比べて段違いに弱い。」と指摘し、日本政府に対しアメリカ政府への抗議と制裁撤回の申入れ、ＩＣＣへの協力と支持の表明を求めている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、アメリカによるＩＣＣ所長らへの制裁表明について、明確に抗議し、即時撤回を要請するとともに、ＩＣＣへの協力、支持及び支援を表明することを求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

内閣総理大臣　様
外　務　大　臣　様
内閣官房長官　様

議員案第２３号

困難女性支援法の充実を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１４日提出

小金井市議会議員

安　田　けいこ

片　山　かおる

森　戸　よう子

困難女性支援法の充実を求める意見書

２０２４年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が施行され、徐々に各自治体において計画策定及び独自の女性支援の取組が進められつつある。

困難女性支援法に基づく取組が地域格差なく着実に進むように、女性福祉の現場を担う基礎自治体が当事者、市民及び民間団体とともに地域の課題を把握し、計画策定とそれに基づく実質的かつ具体的な施策の推進に向けて、一層の努力を重ねていくことが必要である。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」には、区市町村に対する支援を行うとともに、区市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を働きかけていく旨が明記されている。これを踏まえ、東京都が主体となって都内自治体における支援の実態把握調査を定期的に実施し、既に実施済みの調査結果を含めて都民に公表することが求められている。

国においては、内閣府の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による支援が厚生労働省の婦人保護事業の活用に依拠してきた歴史がある。「女性支援室」は厚生労働省に置かれたが、男女共同参画の担当は内閣府である。中央省庁の縦割り行政が自治体施策にも影響しており、その弊害解消に係る調整と連携強化が重要であることから、現在、厚生労働省では、２０２７年度の見直しに向けて「困難な問題を抱える女性の支援に関する検討会」が開催されている。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、困難女性支援法に基づく施策を各自治体で確実に実行するため、以下の事項を強く求めるものである。

１　市区町村の施策推進を後押しする予算措置を含み、自治体間格差是正のための具体的施策を講じること。

２　政府は、困難女性支援法施行後の変化や現場の課題等を把握するための全国調査を早急に実施し、今後の施策拡充に係る検討と法改正に向けた議論にいかすこと。

３　各自治体が、形式的な会議にとどまらず、困難女性支援法に基づく支援調整会議開催の意義を実感できるよう、国が先行する好事例の情報を収集及び把握し、全自治体に対して積極的に共有し、実践を広げていくこと。

４　厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示す一時保護に関する８項目の基準を改めて周知するとともに、女性相談支援センターにおいて当該基準に基づく保護を徹底すること。

５　開かれた女性支援と支援の均質化に向けて、政府は女性相談支援員の業務に関連して、「安全確保と情報公開の両立」に関する指針を示すとともに、東京都は各自治体間の経験交流の機会を設ける等の工夫を講じること。

６　政府は、社会福祉を担う厚生労働省と人権及びジェンダー平等を担う内閣府の緊密な連携を始め、省庁間の一層の連携強化に努めるとともに、東京都や基礎自治体においても、福祉所管と人権男女共同参画所管の連携強化に向けた具体的方策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

内閣総理大臣　様
厚生労働大臣　様
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）　様
東京都知事　様

議員案第２４号

永住許可に関するガイドラインの厳格化に強く反対し、撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１４日提出

小金井市議会議員

安　田　けいこ

坂　井　えつ子

片　山　かおる

森　戸　よう子

永住許可に関するガイドラインの厳格化に強く反対し、撤回を求める意見書

２０２６年８月４日、出入国在留管理庁は、「永住許可に関するガイドライン」の改定案（以下「新ガイドライン案」という。）を公表した。新ガイドライン案は、永住許可の要件のうち独立生計要件について、世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準（以下「年収水準」という。）及びその年収水準で３０年間働き、厚生年金に加入していた場合において将来受給可能な年金の見込額（以下「受給年金水準」という。）に達していることを原則として要求し、国益要件についても「積極的かつ具体的に日本国に利益をもたらす必要がある」として、ＣＥＦＲ・Ｂ１（自立した言語使用者）相当の日本語能力を要求するなど、全体として現行ガイドラインよりも大幅に厳格化するとしている。

これは、「永住者」となることを目指す多くの外国籍者にとって、事実上、永住への途を閉ざすものであり、多民族、多文化共生社会に真っ向から反するものである。

永住者及び特別永住者を除く中長期在留者は、２０２５年末の時点で２９１万１，３７４人に達し、その中には、日本に生活基盤を有する人たちが多数存在するが、「永住者」以外の在留資格は、更新のたびに不許可のリスクがあり、当該在留資格で定められた就労ができなくなれば更新できない。外国籍者が日本で安定した生活を行い、将来設計を可能とするには、「永住者」の在留資格が必要不可欠である。

外国籍者の中には、在留資格「特定技能」や「介護」の人はもちろん、「定住者」にも、製造業、建設業、農林水産業、介護等の人手不足の分野で働き、日本社会を支えている人が多くいる。しかし、こうした人が働く業界の賃金水準では、独立生計要件で示す年収水準には届かず、永住資格の取得は極めて困難となり、さらに受給年金水準を考慮要素としているため、収入が低い時期及び国民年金加入期間があった人並びに来日の時期が遅い人等は永住許可を得ることが基本的に不可能となる。

年収水準を上回らなくとも、現在及び将来において自活することは十分に可能であり、これほど厳しい要件を課すことは不要である。日本社会に定着して真面目に生活する外国籍者の大多数が除外されることとなり、法の求める独立生計要件の解釈として不合理であり、法律による行政の原理に反する。

新ガイドライン案が成立すれば、在留審査の厳格化、在留期間更新及び在留資格変更手数料の大幅な値上げ等とあいまって、大多数の外国籍者は、日本において一生不安定な法的地位にとどまるか、日本での在留を諦めることを強いられる。既に日本に生活基盤を築き、他に行く場所のない外国籍者にとっては、人生設計を根底から破壊するものである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、外国籍者の生活と尊厳を踏みにじり、日本社会に取り返しのつかないダメージを与える新ガイドライン案に強く反対し、撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
法務大臣　様

議員案第２５号

包括的性教育を公教育で実践し、子どもの学ぶ権利の保障を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１４日提出

小金井市議会議員

水　谷　たかこ

安　田　けいこ

水　上　洋　志

片　山　かおる

包括的性教育を公教育で実践し、子どもの学ぶ権利の保障を求める意見書

包括的性教育とは、人権をベースに、体や生殖の仕組み、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念、ジェンダー平等、多様な性などを総合的に学ぶ教育のことである。国際連合教育科学文化機関（ＵＮＥＳＣＯ）が中心となってまとめた「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、８つのキーコンセプト①人間関係②価値観、人権、文化、セクシュアリティ③ジェンダーの理解④暴力と安全確保⑤健康とウェルビーイングのためのスキル⑥人間のからだと発達⑦セクシュアリティと性的行動⑧性と生殖に関する健康について教科横断的に繰り返し教えていくことが求められ、包括的性教育の国際指針とされている。

しかし、現行の学習指導要領では、性交を含めた妊娠の経過を取り扱わない、いわゆる「はどめ規定」があることにより、教員が性に関する具体的な知識を伝えられず、指導の障壁となっている。子どもたちは性に関する正確な科学的知識の取得や人権意識の醸成の機会を喪失したまま、偏った、あるいは誤った情報を、手探りで得ながら頼りにしている現状がある。それが近年の望まない妊娠や子どもの性被害・性加害、性搾取や性感染症の増加にもつながっていると、産婦人科医や小児科医を始めとする医療関係者からも指摘があり、対策が急務である。

国は、「生命（いのち）の安全教育」や妊娠前の健康管理である「プレコンセプションケア」を推進しているが、これらは性の学びの断片に過ぎず、包括的性教育の一環として行われてこそ、意義あるものとなる。一部で実践されている助産師や産婦人科医などの専門家による授業は、全体から見ればわずかであり、学校教育において全ての子どもが学べるような環境を整えることが、喫緊の課題である。

２０２４年、国連の女性差別撤廃委員会は日本に対し「早期妊娠や性感染症を予防するための責任ある性行動を含む、年齢に応じた包括的な性に関する指導が、定期的な授業の提供を通じて、また、その内容と使用される用語に関して政治家や公務員が干渉することなく、学校の教育課程に適切に組み込まれることを確保する。」と勧告している。同様の勧告は、国連人権理事会、子どもの権利委員会、障害者権利委員会などの機関からも発出され、次期学習指導要領の改訂に当たっては、当然ながらこれらの勧告を踏まえるべきと考える。

包括的性教育を受けた子どもは性行動に慎重になり、初交年齢が高くなることが国際調査のデータに現れており、その教育的効果は明白だ。包括的性教育の先進国といわれる北欧、中欧諸国においては、包括的性教育の実施が法律で義務付けられ、教育と公的支援の充実及び官民協働の実践が図られている。

また、神奈川県教職員組合の調査で教員及び保護者の７割が包括的性教育の導入を求め、朝日新聞の調査では全国の保護者の約９割が「性教育の拡充が必要」と回答するなど、適正な性教育の実施を求める声は昨今ますます大きくなってきた。

学習指導要領の改訂は１０年に一度であり、人権保障の点からも子どもの学ぶ権利の保障の観点からも、これ以上、先延ばしにすることは政治の不作為にほかならない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

１　学習指導要領の改訂に当たっては「はどめ規定」を撤廃し、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に準拠した包括的性教育を実施すること。
２　前項を実行するため、具体的な実践例の共有を図ること。
３　教員研修を実施するとともに、教員の授業をサポートする体制を整備すること。
４　児童及び生徒が安心して性に関する相談ができる仕組みを構築すること。
５　これらを実行するための予算を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

内閣総理大臣　様
財　務　大　臣　様
文部科学大臣　様

議員案第２６号

国旗損壊罪法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１４日提出

小金井市議会議員

ながとり　太郎

安　田　けいこ

坂　井　えつ子

水　上　洋　志

国旗損壊罪法の廃止を求める意見書

国旗の損壊等の処罰に関する法律（以下「国旗損壊罪法」という。）が令和８年７月１７日に成立し、８月１３日から施行された。「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」により「公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損」した場合、２年以下の拘禁刑又は２０万円以下の罰金を科されることとなった。

この法律は、憲法に定められる基本的人権の尊重の理念に反し、憲法によって保障された思想及び良心の自由並びに表現の自由を著しく侵害するとして、弁護士会や憲法研究者、人権保護団体等から廃止を求める声明が多数出されている。

日本国内において、国旗が公然と損壊され社会秩序が大きく混乱するような事態及び法規制がないと対応できない深刻な実害が顕在化しているという事実はない。立法事実が乏しい中で、国民感情や愛国心を理由に刑事罰を新設することの合憲性については、極めて厳しく審査されなければならない。

「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」といった要件は解釈の幅が広く、どのような政治的言動や表現が処罰の対象になるのかが曖昧であり、表現の自由を保障した日本国憲法に反するものである。「国家への敬意の欠如」を理由に処罰を科そうとする発想は、憲法第２１条の表現の自由及び第１３条の個人の尊厳を重んじる理念と矛盾する。国家は市民からの尊敬や忠誠を刑罰によって強制するべき存在ではない。

国家の象徴に対する「侮辱」や「不敬」を処罰する考え方が広がれば、将来的には、かつての不敬罪のように、国家元首や政府高官、あるいはその他の国家的象徴に対する批判的表現も刑事罰の対象とする立法へと拡大する危険性をはらんでいる。このような動きは、社会に不可欠な政治的言論の自由を著しく萎縮させる可能性があり、容認できない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、国際人権法及び日本国憲法が保障する表現及び言論・思想・信条の自由を尊重し、国旗損壊罪法の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
法務大臣　様

議員案第２７号

避難所対策を始めとした被災者支援の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１５日提出

小金井市議会議員

水　上　洋　志

片　山　かおる

避難所対策を始めとした被災者支援の強化を求める意見書

２０２６年７月２８日に、熊本県で発生した最大震度７の地震は、８月２７日時点で死者３８人、負傷者３６８人、避難者２，５１９人、住宅被害３万１，７９８棟と発表されている。また、８月１３日には、千葉県で記録的な豪雨が発生し、８月２７日時点で死者１３人、負傷者４６人、避難者４７人、浸水等の住宅被害４，６３５棟と発表されている。

猛暑の中での断水及び停電は、深刻かつ命に関わる事態でもあり、エアコンがない避難所も多く、車中泊を強いられている被災者も多数いることから、暑さ対策を始め、避難所の環境改善が緊急に求められている。また、医療機関や福祉施設も被災し、患者及び利用者が受け入れられず、別の施設への移送を余儀なくされる事態も生じている。

自宅や車などに避難する人を含め、避難所及び被災者のニーズを把握し、必要とされる物資が確実に届くような支援が必要である。各地の自治体による対応には限界があり、被災者の生活と生業の再建、抜本的な治水及び防災対策には国による強力な財政支援及び制度的措置が不可欠である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を強く求めるものである。

１　スポットクーラー、電源、空調服、移動式シャワー、冷蔵車、冷凍車等、暑さ対策に資する物資の支援を早急に行うこと。

２　食料、飲料水等、必要な物資を確実に届ける支援を行うこと。

３　生活の質を確保し、健康や尊厳を守るため、数が不足するトイレ、段ボールベッド、生理用品等の確保を支援すること。

４　医療、福祉スタッフ等の専門家を派遣及び支援すること。

５　水道、電気、ガス等、ライフラインの迅速な応急復旧のための支援並びに、不安定なインターネット環境の改善のため、移動基地局を設置し、通信手段を確保する支援を行うこと。

６　被災地からの広域避難者の受入れに備え、活用可能な公営住宅や公共施設、民間の居住、宿泊施設及び福祉施設を確保し、その際、家族や親戚、地域のコミュニティなどを維持できるよう配慮すること。

７　被災自治体での行政機能の維持、復旧及び復興に係る事務への支援をすること。

８　現行で最大３００万円の住宅再建支援金の水準を引き上げ、支援対象を半壊以下の被害に拡大すること。

９　農業被害への重要な対応として、損失補填など再建支援を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

内閣総理大臣　様
総　務　大　臣　様
財　務　大　臣　様
農林水産大臣　様
経済産業大臣　様
国土交通大臣　様
内閣府特命担当大臣（防災）　様

議員案第２８号

原材料及び建設資材の供給安定化と価格高騰対策を速やかに講じることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１６日提出

小金井市議会議員

ながとり　太郎
小　林　正　樹
村上　ようすけ
藤　川　賢　治
た　ゆ　久　貴
吹春　やすたか
鈴　木　成　夫
渡　辺　大　三

原材料及び建設資材の供給安定化と価格高騰対策を速やかに講じることを求める意見書

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃に端を発した軍事衝突、とりわけホルムズ海峡の事実上の封鎖により、原油価格の高止まりや海上輸送の遅延が続く中、建設資材の供給体制は深刻な影響を受けている。住宅建材、設備等の価格は高騰し、調達そのものが困難となり、納期の見通しも立たず、現場を止めざるを得ない状況である。

政府は、当面の石油やナフサといった原材料の確保はできており、流通過程での「目詰まり」が生じているだけと繰り返しているが、現場の混乱は増すばかりである。多くの建設関連事業者が、顧客への対応に加え、事業継続及び雇用維持のための資金操りに対する不安を抱える事態となっている。仮に、ゼロ金利などの緊急融資制度があったとしても、仕事が進まない以上、収入は途絶え、返済のあてもない状態である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、原材料及び建設資材の供給安定化と価格高騰対策を速やかに講じることを求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

内閣総理大臣　様
財　務　大　臣　様
経済産業大臣　様
中東情勢に伴う重要物資安定確保担当大臣　様

議員案第２９号

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１６日提出

小金井市議会議員
太　田　宏　徳
中　井　れい子

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年７月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応及び復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方、本年７月２８日に発生した「令和８年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活、車中泊や在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員の被災によるマンパワー不足等、激甚化及び複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後、想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が、現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び防災体制を抜本的に強化することが不可欠である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、「防災庁」の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の事項を、速やかに講じるよう強く求めるものである。

１　猛暑期の避難生活における衛生環境の改善及びトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置、下水道接続等の衛生環境維持を図るとともに、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事を提供できるキッチンカー等の確保、広域調達及び迅速な搬送体制を構築すること。

２　災害関連死を防ぐための医療及び福祉チームの早期かつ広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣、巡回させる体制を整備すること。

３　被災自治体への総合調整人材の派遣及び受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、ＧＡＤＭ（災害マネジメント総括支援員）を始め、国、自治体及び民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣、配置する仕組みを強化すること。

４　安定的かつ優先的なガソリン等緊急用燃油の供給体制の確立

被災地における長蛇の列や販売制限及び移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難や生活維持に不可欠なガソリン、軽油等の燃油を優先的かつ迅速に供給できる緊急供給スキームを構築すること。

５　複合災害・二次災害防止に向けた監視及び警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動、斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

内閣総理大臣　様
厚生労働大臣　様
経済産業大臣　様
国土交通大臣　様
内閣府特命担当大臣（防災）　様

議員案第３０号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月１６日提出

小金井市議会議員

中　井　れい子

安　田　けいこ

坂　井　えつ子

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身の倦怠感、呼吸困難など多様な身体的症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムに未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年、人工香料等による「香害」をきっかけに発症、重症化する事例が相次いでおり、家庭、職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念、不登校等、社会的隔離へと追い込まれる患者が後を絶たない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、令和６年４月施行の改正障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求めるものである。

１　全国的な疫学・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数、発症要因、生活、就労及び就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模調査を実施すること。

２　客観的診断基準の確立及び専門医療体制の整備

標準的な診断基準、診療ガイドラインの整備及び普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援及び一般の医療機関における知識、対応力の向上を図ること。

３　公共施設や学校等における環境対策及び「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内の空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、「香害」による体調不良への配慮について、５省庁連携による更なる周知、普及啓発を展開すること。

４　就労・就学現場における「合理的配慮」の提供の徹底及び環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務やオンライン授業の導入など、合理的配慮が適切に提供されるよう事業者、教育機関等への指導とガイドライン作成を推進すること。

５　総合的な相談支援体制の構築及び社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

６　発症メカニズム解明及び治療法確立への研究支援強化

発症メカニズムの解明やその治療法、予防法及びバイオマーカー（客観的指標）の開発に向けた研究に対する財政的、専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

小金井市議会議長　斎　藤　康　夫

内閣総理大臣　様
文部科学大臣　様
厚生労働大臣　様
経済産業大臣　様
環　境　大　臣　様